

鳥労発基 0419 第1号
令和5年4月19日

関係団体 各位

鳥取労働局長

鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画の策定について（協力依頼）

労働行政の推進につきましては、平素より格段のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、先般、労働安全衛生法第6条に基づき、厚生労働大臣が2023年4月から2028年3月までの5年間の計画期間とする「第14次労働災害防止計画」（以下「厚生労働省計画」といいます。）を策定しました。

鳥取労働局では、これを踏まえ、「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」（以下「鳥取労働局計画」といいます。）を策定したところです。（概要：別添）

同計画では、労働災害防止等のために事業者等が取り組むべき事項並びに鳥取労働局及び管下労働基準監督署が取り組むべき事項等を定めております。

本計画の推進にご協力を賜りますとともに、下記ホームページに、同封の概要のほか、計画本文やリーフレット等の関係資料を順次掲載していきますので、厚生労働省計画及び鳥取労働局計画の内容について関係者への周知方にご協力お願い申し上げます。

記

1 鳥取労働局 第14次労働災害防止推進計画

https://jsite.mhlw.go.jp/tottori-roudoukyoku/newpage_01643.html



2 厚生労働省 第14次労働災害防止計画

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197308.html>



鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画（概要）

はじめに

鳥取労働局においては、安全衛生に関する重点課題として、①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進、②過労死等の防止等、労働者の健康確保対策の推進等を掲げて取り組んできたが、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者数は増減を繰り返し、休業4日以上死傷者は増加傾向にあり、これらを改善するには、全ての事業場において安全衛生対策の取組促進が不可欠な状況であります。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減らし、「労働者一人一人が安全で健康に働くことができる職場環境の実現」に向け、「鳥取労働局第14次労働災害防止推進計画」を策定しました。

計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年です。

計画の目標

鳥取労働局、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、重点事項ごとに各指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

重点事項ごとの具体的取組

項目	主な内容
1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	<ul style="list-style-type: none">・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備・災害情報の分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知・労働安全衛生対策におけるDXの推進
2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・転倒災害は発生率が高く、対策を講ずべきリスクであることを認識し、その取り組みを進める。・筋力等を維持し転倒を予防するため、運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化を推進する。・非正規雇用労働者も含めたすべての労働者への雇入れ時等における安全衛生教育の実施を徹底する。・「職場における腰痛予防対策指針」を参考に、作業態様に応じた腰痛予防対策に取り組む。
3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none">・「エイジフレンドリーガイドライン」に基づき、高年齢労働者の就労状況等を踏まえた安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等の取組を進める。

4 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「テレワークの適切な導入及び実施のためのガイドライン」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の取組 ・外国人労働者に対し、安全衛生教育マニュアルを活用する等による安全衛生教育の実施や健康管理に取り組む。
5 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・有害物質による健康障害の防止措置について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の方に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令の周知等を行う。
6 業種別の労働災害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・陸上貨物運送事業について、「荷役作業における安全ガイドライン」に基づき、荷主も含めた荷役作業における安全対策に取り組む。 ・建設業について、墜落・転落災害の防止措置の徹底の取組にあわせて、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの手法の周知に取り組む。 ・製造業について、「はさまれ・巻き込まれ」等による労働災害の危険性の高い機械等に係る製造者、使用者それぞれがリスクアセスメント実施等や、労働者に対する雇入れ時教育の実施等の取組を推進する。 ・林業について、「伐木等作業の安全ガイドライン」「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」等の労働者への周知や理解の促進を図る。
7 労働者の健康確保対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策・過重労働対策・産業保健活動の推進を図る。
8 化学物質等による健康障害防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな化学物質規制の導入に伴う「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」等の周知徹底を図る。 ・石綿、粉じんによる健康障害防止対策の推進を図る。 ・熱中症、騒音による健康障害防止対策の推進を図る。 ・電離放射線による健康障害防止対策の推進を図る。

計画の検証及び評価の見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況を確認し、計画に基づく取組事項が、どの程度、指標の達成に寄与しているのか、また、指標として定める事業者の取組が、どの程度、目標に結びついているのかなどを検証、評価するとともに、鳥取地方労働審議会労働災害防止部会に報告し、必要に応じ、計画を見直すこととします。

鳥取労働局14次防の詳細はこちら ⇒

